

農村地域における県税の課税免除に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成22年 7 月 9 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第31号

農村地域における県税の課税免除に関する条例を廃止する条例

農村地域における県税の課税免除に関する条例（昭和46年岩手県条例第41号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）第10条の規定により定められた地区内において、同条の規定により定められた設備であって所得税法等の一部を改正する法律（平成16年法律第14号）附則第25条第5項又は第40条第8項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第7条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける設備（展示場用の建物及び当該建物に係る償却資産を除く。）を含むものを平成21年12月31日以前に新設し、又は増設した者に対する県税の課税免除については、農村地域における県税の課税免除に関する条例の規定は、なおその効力を有する。